

鳴門市(18校)で実践しよう！！「防ごうネット被害・犯罪」

～ 鳴門市小中学生の携帯電話・スマートフォン・ゲーム等の使い方 ～



人を傷つける書き込みや画像を送らない



そのために実践して欲しいこと

発信する前にもう一度考えよう

全ての人が幸せになれる
使い方をするにゃ。



使用上のマナーを身に付
けて行くにゃ。



「ながら操作」をしない



そのために実践して欲しいこと

使用する場所を決める

※自転車を運転中にスマホや携帯を操作することは、道路交通法違反です。



「個人情報」を書き込まない



知識として知っておこう。

顔が写った写真・動画も個人情報

※個人情報を発信することは罪に問われる可能性がある。



利用したいサイトやアプリは、
保護者に確認してもらうにゃ。



「フィルタリングは不便なもの」
ではなく、危険から自分を守る
ものにゃ。



「フィルタリング」機能を付ける



知識として知っておこう

青少年インターネット整備法では、18歳未満の青少年が
利用する場合、販売時にフィルタリングを設定することが
義務づけられています。



興味や関心をもったことについて、すぐに調べられる便利なものですが、時と場所を考える必要があります。

SNS等をコミュニケーションツールとして使用することは便利ですが、発信には責任が伴うことを理解しましょう。

ネット上に出ると消すことは難しく、悪用されることもあります。ネット被害・犯罪に巻き込まれないようにしましょう。

☆ネット被害や犯罪から守るためのチェックポイント☆

- ルールがトラブルから自分自身を守ってくれることを理解している。
- トラブルがあったら、ためらわず保護者に相談するように約束をしている。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。会わない。
- 個人を特定される情報を書き込まない。
- 他人のID・パスワードを勝手に使わない。
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。

